

質問受付日	整理番号	タイトル	頁	条	項	号	質問内容	回答
2026/7/6	1	01_要求水準書	14	(5)	ア		「送水ポンプは現状、台数及び本管弁で制御している。更新後も同様とするが、各ポンプの吐出弁制御も可能とすること。」と記載ありますが、吐出弁制御とはポンプ運転時の運動制御でしょうか。	吐出弁制御とは、ポンプ運転・停止時の吐出弁の運動制御に加え、現地操作及び遠隔監視を行っている送水管理センターから吐出弁の単独操作を行えることです。
2026/7/6	2	01_要求水準書	14	(4)	イ	(オ)	「将来増設を予定している7号送水ポンプの予備盤を考慮し、容量についても見込んだ上で製作すること。」と記載ありますが、7号の容量は1号～6号同様と考えてよろしいでしょうか。	将来増設を予定している7号送水ポンプの容量は、1号から6号と同様です。
2026/7/6	3	01_要求水準書	17	3	(5)	オ	「施工に伴う廃棄物の分別処理は、事業者の責任により適正に行うこと。」と記載がありますが、処理方法の選定にあたりPCB含有の有無の事前把握が必要となります。つきましては、撤去対象となる既設機器等について、現時点で把握されているPCB含有の有無および判定状況（高濃度・低濃度・非含有・未調査等）についてご教示願います。	撤去対象となる設備について、PCBが非含有であることを確認しています。
2026/7/6	4	01_要求水準書	17	3	(5)	カ	「アスベスト調査」において「石棉障害予防規則及び関連法令に基づき、適切に対応すること。」と記載がありますが、既調査済みのアスベスト含有の有無、およびその判定結果（含有・非含有・みなし等）、並びに対象範囲についてご教示願います。なお、新たに調査結果により判明したアスベスト撤去等については、契約後に詳細な調査を実施しますが、現段階では結果が出ていないので見積もる事ができません。そのため設計変更の対象となるものと考えておりますが、よろしいでしょうか。	吹き付け剤が使用されていた電気棟（階段室）、ポンプ室について含有試験でアスベストが確認されたため、除去工事を実施済みです。なお、上記以外のアスベストの調査範囲及び撤去等の設計変更の取扱いについては、協議により決定します。
2026/7/6	5	08_要求水準書_別紙1-3 「郡家ポンプ場 既設機器配置図 既設ポンプ設備」（赤色が更新対象）	3				不使用と記載されている休止中5号ポンプの手動流入弁付近にある仮置きされているバルブについて、ポンプ更新作業時に支障となる可能性があるため、当該機器の使用有無および今後の取り扱い（存置・撤去等）についてご指示をお願いできますでしょうか。	当該機器の使用予定はありません。そのため存置の必要はなく、ポンプ更新作業時の支障とならないよう撤去いただいで構いません。
2026/7/6	6	12_技術提案書作成要領（別紙2-1～15）	別紙2-3				12_技術提案書作成要綱（別紙2-3）において、「送水管理センターからの遠隔監視制御が短時間でも停止すれば『影響あり』と考えること」と記載されていますが、ここでいう「短時間」とは具体的にどの程度の時間を考えているかご教示ください。（例：5分以上停止した場合 等） なお、系統切替に伴う短時間の停電は発生するものと考えております。	技術提案書作成要領（別紙2-3）に記載の「短時間」とは、停止時間に関わらず遠隔監視制御の停止が生じることです。
2026/7/6	7	既設完成図書（借用）					SW01自家発電設備、H01次垂設備、WQM01水質モニター装置は中継端子盤経由送水管理センターへ直接信号をあげていますが、既設通りの取り扱いとしますでしょうか。ポンプ棟操作室で監視が必要でしょうか。	自家発電設備、次垂設備、水質モニター装置は、既設どおり中継端子盤を経由し送水管理センターへ直接信号をあげる形としても構いません。また、ポンプ棟操作室での監視を追加しても構いません。

2026/7/6	8	01_要求水準書	20	1	(1)	オ	令和8年4月3日付の質疑回答において、「維持管理業務計画書の見直しによる契約金額の変更は行いません」とのご回答をいただいております。 一方で、要求水準書 P20 第3章 (1) 基本事項には「維持管理業務計画書は適宜見直し、必要に応じて再提出すること。見直しにあたっては、機器の劣化状況、製造状況などを考慮すること。」との記載がございます。 上記を踏まえ、契約金額の総額を変更しないことを前提として、例えば、当初は令和20年度に予定していた補修を令和19年度に前倒しすることに伴い、令和19年度分の契約金額を増額し、令和20年度分を減額するといった、補修の前倒し実施等に伴う各年度契約金額の配分変更（年度間の増減）については、認められるとの理解でよろしいでしょうか。 ご見解をご教示いただきますようお願いいたします。	令和8年4月3日質疑回答のとおり、計画書の見直しによる契約金額の変更を行わないことから、補修の前倒し実施等に伴う各年度契約金額の配分変更（年度間の増減）は行いません。
2026/7/6	9	01_要求水準書	21	3章	1	(4)	維持管理業務に関する記載のうち、「更新対象設備の直近20年間の修繕費用は約10,000千円」とありますが、本記載は、20年間トータルで約10,000千円を意味する認識でよろしいでしょうか。	20年間トータルで約10,000千円を意味しています。